

第2回相良村議会3月定例会会議録

令和8年3月13日（金）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和8年第2回相良村議会定例会（第3号）

令和8年3月13日
午前10時00分開会
於 会議場

1. 議事日程

- 日程第1 委員会審査の結果報告
総務文教常任委員長報告
議案第9号から議案第13号、議案第17号、議案第24号、
議案第30号
産業福祉常任委員長報告
議案第8号、議案第14号から議案第16号、
議案第25号から議案第29号
(質疑・討論・採決)
- 日程第2 議員派遣の件
- 日程第3 閉会中の継続調査申し出の件
(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 古川 涉 君 | 6番 坂 田 朋 美 君 |
| 2番 恒 松 隆 生 君 | 7番 徳 田 正 臣 君 |
| 3番 嶽 本 浩 則 君 | 8番 黒 木 正 照 君 |
| 4番 梅 山 弘 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 5番 川 邊 一 徳 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。(10名)

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 村 長 吉 松 啓 一 君 | 企画商工課長 佐 竹 淑 子 君 |
| 教 育 長 中 村 和 弘 君 | 税 務 課 長 平 川 千 春 君 |
| 総 務 課 長 川 邊 俊 二 君 | 教 育 課 長 出 合 宏 光 君 |
| 保健福祉課長 平 田 智 博 君 | 建 設 課 長 大 土 手 寛 君 |
| 会 計 管 理 者 岡 村 哲 臣 君 | 農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君 |

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、去る 9 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第 8 号、相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第 17 号、相良村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、及び、議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算から議案第 30 号、相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについてまで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。梅山総務文教常任委員長。

{「はい。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) おはようございます。総務文教常任委員長報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 9 号から議案第 13 号、議案第 17 号、議案第 24 及び議案第 30 号の 8 件でございます。9 日からの連合審査及び 11 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 9 号、相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に準じた、必要な条例改正であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 10 号相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 11 号相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会議員報酬額、村長等の給与の額について、物価高騰、近隣町村の議会議員報酬額、及び、給与の額を考慮した改正を行うものであります。審査の結果、いずれの議案も賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、議案第 10 号につきましては、相良村議会議員報酬額は、昨年アップしたばかりで、村民の理解を得られるかという意見が出ております。議案第 11 号についても、村長報酬等、議員報酬、ベースアップの比率に格差があるのではないか。特別職報酬と審議会の答申とはいえ、事実上のお手盛りではないかという意見が出ております。議案第 12 号、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、及び、議案第 13 号、相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の旅費制度に準じた鉄道運賃における距離制限等の廃止及びインバウンドの影響に伴う宿泊料の増額の改正は必要なものであり、いずれの議案も委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 17 号相良村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員の減少に伴い、適正な団員定数を条例で定める必要があることから、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算については、歳入歳出の総額を令和 7 年度相良村一般会計予算に対し、1 億 7,708 万 5,000 円減の 55 億 7,797 万 3,000 円と定めるものです。審査の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 24 号については、永江地区の避難地には賛成だが、避難場所の選定に問題があるのではという意見。また、川辺川魅力創造事業については、十分な論議がなされていない。四浦基幹林道についてもいかがなものかという意見。また、児童の修学旅行の費用、全額負担を考えられないかという意見。また、それによって、移住定住の促進及び少子化対策にも繋がるのではないかという意見が出ました。議案第 30 号、相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについては、令和 3 年 9 月策定の相良村過疎地域持続的発展計画が令和 8 年 3 月 31 日に終了することに伴い、令和 8 年度から 12 年度までの 5 か年を計画期間とする新たな計画策定であります。審査の結果、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしく願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に、川邊産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) おはようございます。産業福祉常任委員長、報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過、並びに、その結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 8 号、議案第 14 号から議案第 16 号、及び議案第 25 号から議案第 29 号までの 9 件でございます。9 日からの連合審査、及び、11 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 8 号、相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための条例制定であるので、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 14 号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行令の一部改正に伴う特例減税を行うための一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 15 号、相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、人吉下球磨消防組合火災

予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報又は、林野火災警報が位置づけられたため、必要な一部改正であり委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 16 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、相良村簡易水道事業の変更に伴った給水人口と 1 日最大給水量に変更が生じたことによる一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 25 号、令和 8 年度相良村国民健康保険特別会計予算、議案第 26 号、令和 8 年度相良村介護保険特別会計予算、及び議案第 27 号、令和 8 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 28 号、令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算、及び、議案第 29 号、令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計予算については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願いし、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

- 議長(永田博人議員)** 以上で、委員長の報告を終わります。ここで、議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算について、7 番、徳田正臣議員から、議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算に対する修正動議が提出されました。従って、この動議を併せて議題とします。議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算に対する修正動議について、提出者の説明を求めます。7 番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

- 7 番(徳田正臣議員)** 議案第 24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算についての修正動議を出させていただきました。この動議は地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則 17 条第 2 項の規定により、提出修正案を出したわけであります。当初執行部から示された歳入歳出予算から 7 億 1,324 万 2,000 円の減額であります。歳出のですね、事項別明細書の方で見ただければわかると思いますが、歳出の方から逆算する形で歳入を見ただければいいと思います。多項目にわたっておりますので、多項目にわたっておりますが、事業としましてはですね、廻地区の拠点施設整備関係の予算。それと基幹林道関係の開設関係の予算、あと避難地避難所関係の予算、と大きくそういうところであります。廻地区の拠点施設整備関係につきましてはですね、これは、民間企業的な感覚発想が、当初から必要なわけでありますが、それが正直言ってないところで、事業自体が決定したということで。赤字経営が見込まれる中、少子高齢化の中でですね、村民の将来の負担が間違いなく大きくなっていくということであります。あとは正直言ってですね、その場のピンポイントでいい施設をつくらうとしておられるかと思いますが、結局マーケットを全く見てないわけでありますので、これも相当経営的には厳しいと。それから本会議の方で、村長の方にお尋ねしましたが収支シミュレーションもできてない、示されていないという中で、この事業は非常に厳しいのではないかとということでありまして、スタートはしておりますけども、事業変更

をして、必要最小限にとどめたほうが、相良村の地域づくり的には妥当でないかなというところの理由であります。あと基幹林道に関しましてはですね、川辺川右岸はご存じのとおり、村道等何本かありますけども、地盤が非常に脆弱で、管理が非常に大変な状況になっております。そういった将来の村の管理負担が大きくなると。そしてまたこの基幹林道、林業振興ということでありましようが、その具体的な事業の目的が、なかなか不明であるということでもあります。あと避難地避難路に関しましてはですね、避難地自体に反対するものではありません。ただ、避難地だからということで、十分な議論がなされてきてこなかったかなと。すでに深水地区と柳瀬地区に避難地がですね、避難地については開設されておりますが、あれをわずか数ヶ月の間であってもですね、もちろんそれは災害が起きたときに、水害に限らないことではありますが、災害が起きたときにこそ機能を発揮するというものであります。立地等や施設についての十分な検討がなされていない状態で、いろんな相良村内での今の建設土木工事っていうのが、村民の方を向いて、どういった施設を造ろうかではなくって、土木工事ありき、建設ありきで動いてるのではないかと思っておりますし、あとは相良村の組織としてですね、やっぱり副村長がいらっしやらない中で、或いは議会の役割からしてもですね、十分な議論歯止めができてきたかなということでの、やはりこれは議会の責任でもありますが、十分な議論がなされてなかったところ等も含めてですね。この3つの事業等についてはですね、反対ということでそれに関する予算はすべて削らせていただいたところでの修正動議であります。皆さん方どうかご同意いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 説明が終わりました。これから、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。どの議案に対する質疑かを言ってから発言をお願いします。ご質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。はじめに、議案第24号、令和8年度相良村一般会計予算の原案及び修正案について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

8番議員。

- 8番議員(黒木正照議員) 修正案に反対の発言をさせていただきます。このことについてはですね、提案された3つの項目に言われましたけれども、今後、村の創造的復興を成し遂げるため、また、豊かなですね、村づくりのために、必要不可欠な事業であり、財源であります。私は、どんどん進めていただきたい。村づくりのために一生懸命頑張っていたいただきたい。そう思っております。以上です。

- 議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、修正案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6 番議員。

- 6 番議員(坂田朋美議員) 修正案に賛成の立場で述べさせていただきます。特になんですけども、基幹林道におきまして、林道建設後、その後の多大なる費用がかかると思えますので修正案に対しては、賛成をいたします。以上です。

{「……………」と、村長。}

- 議長(永田博人議員) 他に討論はありませんか。ありませんね。原案及び修正案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

はい、5 番議員。

- 5 番議員(川邊一徳議員) 5 番川邊です。修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。提出者については当初より反対をされておりますので、そういう一貫性を持って提示されておると思います。この事業についてはやっぱり、相良村の未来に繋がる。村づくりだと思いますのでしっかり進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。次に、議案第 24 号令和 8 年度相良村一般会計予算の原案及び修正案以外の議案について討論を行います。どの議案に対する討論かを言ってから発言をお願いします。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

- 7 番(徳田正臣議員) 議案第 10 号相良村議会議員の議員報酬のこの件、あと、すいません、略していいですかね。議案第 11 号、相良村長等の給与のこの件、この 2 つの議案について、反対の立場で討論いたしたいと思っております。まずですね、議員のなり手不足のところを踏まえて、某Mという学者先生は、毎年、職員と同じようにベースアップを考えたほうが良いという、非常にレアな考え方を持ってる先生がいらっしゃいますが、やはり議員とか村長であつてもこれは村づくりの裏方でありまして、裏方というのは裏方の立場をよくわきまえる必要があるかなと思っております。そこで昨年、上げたばかり、報酬をアップしたばかりであります。また今年も上げることは、村民の理解がこういう経済財政状況の中で許されないものと思っております。それで報酬等審議会の答申を受けたということではありますが、事実上それは、諮問をした、諮問をした結果として、答申がきたわけであつて、事実上の、これはお手盛りに近いものがあるという状況にあります。ですから、報酬等審議会がどの程度、村民代表者として機能してるかということがここで議論する場面ではありませんが、事実上のお手盛りになってきているということも、反対の理由であります。あとは近隣の参考の仕方がですね、ご都合主義で、去年の参考の仕方と今年の参考の仕方が違うご

都合主義になっているということでありまして、昨年、結果的に上げられたわけですが、昨年の報酬等の決め方が妥当であるというならば、それを、その考え方を一貫性をもって考えるべきであるとは私は思っておりますが、議会議員の報酬のアップ率が 0.88%です。それに比してですね、村長のアップ率が 1.47%です。このアップ率の違いっていうのもこれはおっきいと考えております。そのような理由で私は報酬を上げること自体が決して悪いことだと思っておりますが、物事は、村づくりの裏方の場合には、タイミングっていうのが、社会環境というのが大事だと思っておりますので、それを考えた場合には、今、値上げするべきではないと。そしてまた、追加、あえて言うならば、報酬の値上げではなくって、熊本県下 45 市町村のいわゆる期末手当率っていうのがある。それご存じだと思いますが。それが人吉球磨の自治体は人吉を除いて、率が低うございます。他の地域よりも低いです。そういうところを、パーセンテージは、熊本県下 45 市町村にそれなりに肩を並べるように考えることの方が、私は先でなかろうかなと思っております。そういう理由でもちまして、議案第 10 号と第 11 号は、私は反対であります。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんね。原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

○

○議長(永田博人議員) はじめに、議案第 8 号、相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 9 号相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 10 号相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対

する委員長の報告は可決です。議案第 10 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 11 号相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 11 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 12 号相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 12 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 13 号相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 14 号相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 14 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 15 号相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 15 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 16 号相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 16 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 17 号相良村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 17 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。ここで、暫時休憩します。



休憩 午前 10 時 34 分
再開 午前 10 時 35 分



- 議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 24 号令和 8 年度相良村一般会計予算を採決します。まず、本案に対する 7 番徳田正臣議員から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 25 号、令和 8 年度相良村国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 25 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 26 号令和 8 年度相良村介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 26 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 27 号令和 8 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 27 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 28 号令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 29 号令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 30 号相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 30 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第 2 議員派遣の件

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資

料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。



日程第3 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第3、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、及び、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和8年第2回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前10時42分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員